

●香川県告示第23号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成31年2月8日から同月22日まで与島漁業協同組合において縦覧に供する。

平成31年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 発起人の住所及び氏名  
坂出市瀬居町1560番地 瀧本 正数  
坂出市瀬居町1089番地 須鼻 菊治  
坂出市瀬居町259番地 池田 豊和
- 2 加入区の名称  
瀬居加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
与島漁業協同組合